

○日野市児童育成手当条例

昭和46年10月 7 日

条例第32号

改正	昭和49年 9 月30日 条例第39号	昭和50年10月11日 条例第32号
	(題名改称)	
	昭和51年 9 月30日 条例第27号	昭和52年12月28日 条例第46号
	昭和53年 7 月 3 日 条例第25号	昭和54年 9 月29日 条例第28号
	昭和55年10月21日 条例第32号	昭和56年10月16日 条例第31号
	昭和57年 4 月 1 日 条例第 8 号	昭和57年10月15日 条例第25号
	昭和58年10月17日 条例第26号	昭和59年10月12日 条例第26号
	昭和60年10月21日 条例第25号	昭和61年10月15日 条例第29号
	昭和62年 6 月30日 条例第24号	昭和63年 9 月30日 条例第29号
	平成元年10月 4 日 条例第30号	平成 2 年10月 4 日 条例第19号
	平成 3 年 4 月 1 日 条例第 8 号	平成 4 年 3 月31日 条例第15号
	平成 5 年 4 月 1 日 条例第11号	平成 6 年 4 月 1 日 条例第 6 号
	平成 7 年 3 月31日 条例第 9 号	平成 8 年 4 月 1 日 条例第 8 号
	平成10年 3 月31日 条例第16号	平成11年 3 月31日 条例第 6 号

日野市児童手当条例（昭和44年条例第25号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(昭和49条例39・一部改正)

(児童育成手当の趣旨)

第2条 児童育成手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

(昭和49条例39・一部改正)

(用語の定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

(1) 保護者 児童若しくは障害者を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する父若しくは母又は父母に扶養されない児童若しくは障害者を扶養する者をいう。

(2) 18歳に達した日の属する年度の末日 18歳に達した日以後における最初の3月31日をいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

（昭和49条例39・昭和57条例8・昭和57条例25・平成4条例15・平成10条例16・一部改正）

（支給要件）

第4条 児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であつて、日野市の区域内に住所を有する者に支給する。

(1) 父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童

(2) 20歳未満の者であつて、別表に定める程度の障害を有する者

2 前項の規定にかかわらず、児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童育成手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、日野市規則（以下「規則」という。）で定める額以上であるとき。

(2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 支給要件児童（第1項第1号に該当する支給要件児童に限る。）が父及び母と生計を同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生

計を同じくしているとき（当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が第1項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。）。

（昭和49条例39・全改、昭和53条例25・昭和57条例8・昭和57条例25・平成4条例15・平成7条例9・平成10条例16・一部改正）

（児童育成手当の種類及び額）

第5条 児童育成手当は、月を単位として支給するものとし、その種類及び種類ごとの額は、支給要件児童の区分に応じて、次の表のとおりとする。

支給要件児童の区分	種類	支給要件児童1人当たり月額
前条第1項第1号に該当する児童	育成手当	13,500円
前条第1項第2号に該当する者	障害手当	15,500円

2 保護者が育成手当及び障害手当の支給対象に該当するときは、各手当の支給額を合算した額を支給する。

（昭和57条例8・全改、昭和58条例26・昭和59条例26・昭和60条例25・昭和61条例29・昭和62条例24・昭和63条例29・平成元条例30・平成2条例19・平成3条例8・平成4条例15・平成5条例11・平成6条例6・平成7条例9・平成8条例8・一部改正）

（受給資格の認定）

第6条 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない。

（昭和49条例39・一部改正）

（支給期間及び支給期月）

第7条 手当は、前条に基づく受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

(1) 支給要件児童について、東京都の区域内の特別区又は他の市町村においてこの条例に基づく手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から15日以内に当該支給要件児童に係る受給資格の認定の申請があつたとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

(2) 災害その他やむを得ない事由により受給資格の認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき当該事由により受給資格の認定の申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月

3 手当は、毎年2月、6月及び10月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(昭和49条例39・昭和57条例8・一部改正)

(手当額の改定)

第8条 手当の支給を受けている者につき、手当の種類を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者をその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。

3 前条第2項第2号の規定は、第1項の規定に基づく増額の改定について準用する。

(昭和49条例39・昭和57条例8・一部改正)

(未支払の手当)

第9条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当でまだその者に支払つていながつたものがあるときは、その者が扶養していた支給要件児童であつた者にその未支払の手当を支払うことができる。

(昭和57条例8・追加)

(支払の調整)

第10条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても同様とする。

(昭和57条例8・旧第9条繰下・一部改正)

(手当の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(昭和57条例8・旧第10条繰下)

(届出義務)

第12条 手当の支給を受けている者は、規則の定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届け出、かつ、規則で定める書類その他を提出しなければならない。

(昭和57条例8・全改、旧第11条繰下)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(昭和57条例8・旧第12条繰下・一部改正)

付 則

- 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は昭和47年4月1日から、付則第4項の規定は公布の日から施行する。
- 2 第7条第3項の規定にかかわらず、昭和47年6月に支給する手当は、同年3月分、4月分及び5月分とする。
- 3 この条例による改正前日野市児童手当条例（昭和44年条例第25号）第5条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であつて第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けることができるものは、同条の規定により受給資格の認定を受けたものとみなす（以下「みなす受給資格者」という。）。
- 4 昭和47年1月1日において手当の支給要件に該当すべき者又はみなす受給資格者となるべき者であつて、この条例の施行によつて手当額の増額の改定を要すべき者は、同日前においても当該手当について第6条の規定に基づく受給資格の認定又は手当額改定の認定の申請をすることができる。
- 5 前項の規定に基づいて行われた申請は、昭和46年12月中に行われた申請とみなす。
- 6 昭和47年1月1日において、現に手当の支給要件に該当している者若しくはみなす受給資格者であつて、この条例の施行によつて手当額の増額改定を必要とする事由に該当している者又は同日後同年2月29日までの間に、手当の支給要件に該当するに至つた者若しくはみなす受給資格者であつて、この条例の施行によつて手当額の増額改定を必要とする事由に該当するに至つた者が、同年3月31日までの間に第6条の規定に基づく受給資格の認定又は手当額改定の認定の申請をしたときは、その者に対する手当（増額改定に係るものにあつては当該増額部分）の支給は、第7条第1項又は第8条第1項の規定にかかわらず、同年1月又はその者が手当の支給要件に該当するに至つた日若しくは手当額の増額改定を必要とする事由に該当するに至つた日の属する月の翌月から支給す

る。

付 則（昭和49年条例第39号）

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和49年9月以前の月分として支給すべき、この条例による改正前の日野市児童手当条例（昭和46年条例第32号。以下「旧条例」という。）の規定による児童手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者（前項の規定により、この条例施行の日以後において旧条例に基づく受給資格の認定を受けることとなつた者を含む。）であつて、この条例による改正後の日野市児童育成手当条例（以下「新条例」という。）による手当の支給を受けることができる者は、新条例による受給資格及び手当の額の認定を受けた者とみなす。
- 4 昭和49年9月中にした旧条例第6条の規定による認定の申請は、新条例第6条の規定に基づく認定の申請とみなす。

付 則（昭和50年条例第32号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、昭和50年10月1日から適用する。
- 2 昭和50年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和51年条例第27号）

- 1 この条例は、昭和51年10月1日から施行する。
- 2 昭和51年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和52年条例第46号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、昭和52年10月1日から適用する。
- 2 昭和52年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和53年条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例により改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、昭和53年6月1日から適用する。ただし、改正後の第5条の表、支給要件児童1人当たり金額の欄に係る改正規定は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 昭和53年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和54年条例第28号）

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 昭和54年9月以前の月分の特別手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和55年条例第32号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、昭和55年10月1日から適用する。
- 2 昭和55年9月以前の月分の育成手当及び障害手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和56年条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、昭和56年10月1日から適用する。
- 2 昭和56年9月以前の月分の育成手当、障害手当及び特別手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和57年条例第8号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の表の改正規定中支給要件児童1人当たり月額欄に係る部分は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 昭和57年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の日野市児童育成手当条例に基づく特別手当の受給資格を有した者に対する同手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（昭和57年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年条例第26号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、昭和58年10月1日から適用する。
- 2 昭和58年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和59年条例第26号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 昭和59年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和60年条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市児童育成手当条例

の規定は、昭和60年10月1日から適用する。

- 2 昭和60年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和61年条例第29号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、昭和61年10月1日から適用する。

- 2 昭和61年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和62年条例第24号）

- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

- 2 昭和62年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和63年条例第29号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、昭和63年10月以後の月分の児童育成手当の額から適用し、昭和63年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成元年条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、平成元年10月以後の月分の児童育成手当の額から適用し、平成元年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成2年条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、平成2年10月以後の月分の児童育成手当の額から適用し、平成2年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成3年条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の日野市児童育成手当条例の規定は、平成3年4月以後の月分の児童育成手当の額から適用し、平成3年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成4年条例第15号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日までの間においては、この条例による改正後の日野市児童育成手当条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第1号中「18歳に達した日の属する年度の末日以前」とあるのは、「昭和51年4月2日以後に生まれた児童、義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいう。ただし、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。）」と読み替えるものとする。
- 3 この条例による改正前の日野市児童育成手当条例第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であつて、新条例による手当の支給を受けることができるものは、新条例による受給資格及び手当の額の認定を受けたものとみなす。
- 4 新条例第7条第1項又は第8条第1項の規定にかかわらず、義務教育を終了した児童で昭和51年4月2日以後に生まれたものを新条例第4条第1項第1号の支給要件児童として、平成4年4月1日から同年6月30日までの間に、新たに受給資格及び手当額の認定の申請をした者に対する育成手当の支給は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める月から行う。

(1) 平成4年4月1日において支給要件に該当することによつて育成手当の支給を受けることができる者（以下「受給該当者」という。） 平成4年4月

(2) 平成4年4月2日から同年5月31日までの間に受給該当者となった者 受給該当者となった日の属する月の翌月

付 則（平成5年条例第11号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成6年条例第6号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成7年条例第9号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成8年条例第8号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成10年条例第16号）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の日野市児童育成手当条例第3条第2項及び第4条第2項の規定は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成11年条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（平成11条例6・一部改正）

- (1) 知的障害者であつて精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの
- (2) 身体障害者であつて、身体の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち2級以上であるもの
- (3) 脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者

○日野市児童育成手当条例施行規則

昭和47年 1 月31日

規則第 5 号

改正	昭和49年10月24日規則第41号	昭和53年 7 月12日規則第11号
	昭和54年 5 月17日規則第12号	昭和55年 5 月27日規則第15ノ 2 号
	昭和56年10月16日規則第13号	昭和57年10月22日規則第29号
	昭和58年10月17日規則第18号	昭和59年10月12日規則第18号
	昭和60年 8 月28日規則第17号	昭和61年10月15日規則第34号
	昭和62年 5 月27日規則第23号	昭和63年 6 月13日規則第24号
	平成元年 8 月10日規則第32号	平成 2 年 7 月23日規則第18号
	平成 4 年 3 月31日規則第 7 号	平成 4 年 5 月29日規則第32号
	平成 5 年 6 月 7 日規則第25号	平成 6 年 7 月22日規則第26号
	平成 6 年 7 月28日規則第27号	平成 7 年 6 月30日規則第16号
	平成 8 年 6 月12日規則第24号	平成 9 年 6 月11日規則第29号
	平成10年 3 月31日規則第17号	平成11年 3 月31日規則第13号
	平成11年 5 月31日規則第23号	平成12年 5 月30日規則第43号
	平成13年 5 月 9 日規則第19号	平成14年 5 月29日規則第38号
	平成15年 5 月30日規則第25号	平成17年 3 月31日規則第 8 号
	平成18年 5 月31日規則第38号	平成19年 3 月28日規則第26号
	平成22年 6 月 8 日規則第20号	平成24年 6 月29日規則第29号
	平成25年 3 月28日規則第15号	平成25年12月25日規則第54号
	平成27年12月25日規則第57号	平成28年 3 月31日規則第23号

日野市児童手当条例施行規則（昭和44年規則第27号）の全部を改正する。

（条例第 4 条第 1 項第 1 号の規則で定める程度の障害の状態）

第 1 条 日野市児童育成手当条例（昭和46年条例第32号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

（父母が婚姻を解消したと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童）

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「これと同様の状態にある18歳に達した日の

属する年度の末日以前の児童」とは、次の各号の一に該当する児童であつて、18歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）若しくは母の生死が明らかでないか、又は父若しくは母が引き続いて1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- (5) その他日野市長が前各号のいずれかに準ずると認めた児童

（所得の額）

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは3,604,000円とし、扶養親族等又は児童があるときは3,604,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族である場合にあつては当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）である場合にあつては当該特定扶養親族等1人につき630,000円）を加算して得た額とする。

（所得の範囲）

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第5条 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係

る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となつた障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 その控除の対象となつた寡婦又は寡夫につき27万円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- (4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 その控除の対象となつた勤労学生1人につき27万円
（施設）

第6条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（保護者と共に入所する施設及び通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設
（受給資格の認定申請）

第7条 条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、児童育成

手当認定申請書（第1号様式の1）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する条例第4条第1項に規定する支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）が日野市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類及び当該支給要件児童（条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童に限る。）の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
- (4) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本
- (5) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が別表に定める程度の障害の状態にあることによつて申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
- (6) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したこと及び当該支給要件児童が第2条各号のいずれかに該当することによつて申請する場合には、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類
- (7) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表に定める程度の障害の状態にあることによつて申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
- (8) 受給資格者がその年（1月から5月までの月分の手当については、前年とする。）の1月1日において、日野市の区域内に住所を有しなかつたときは、当該受給資格者の前年（1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。）の次の事項についての当該区市町村長の証明書
 - ア 所得の額
 - イ 条例第4条第2項に規定する扶養親族等の有無及び数
 - ウ 第3条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数
- (9) 受給資格者が前年（1月から5月までの間の受給資格に係る手当については、前前

年とする。)の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したとき、当該事実を明らかにすることができる書類

(認定及び却下の通知)

第8条 市長は、条例第6条の規定に基づき、受給資格者及び手当額の認定をしたときは、児童育成手当認定通知書(第2号様式)により、当該受給資格者に通知する。

2 市長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めたときは、児童育成手当認定申請却下通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(支払期月の特例)

第9条 条例第7条第3項ただし書きに規定する「特別な事情」とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支払期月が経過した後において支払うとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、災害、疾病その他で市長が特に必要と認める事由があるとき。

(手当額の改定)

第10条 条例第8条第1項に規定する手当額の改定の申請は、児童育成手当額改定申請書・届(第4号様式)に、新たな支給要件児童に係る次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 新たな支給要件児童が日野市の区域内に住所を有しないときは、当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 新たな支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、戸籍の抄本
- (3) 第7条第2号、第3号又は第7号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類
- (4) 第7条第5号又は第6号に該当する場合であつて、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき(当該新たな支給要件児童が第2条第4号に該当する場合は、同じであるときを含む。)には、それぞれ当該各号に掲げる書類

2 市長は、手当額の改定の認定をしたときは、児童育成手当額改定通知書(第5号様式)により、当該申請をした者に通知する。

3 市長は、手当額の改定の申請があつた場合において、改定すべき事由がないと認めるときは、児童育成手当額改定申請却下通知書（第6号様式）により当該申請をした者に通知する。

（支給の停止）

第11条 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が第13条、第14条又は第15条に規定する届出を怠つたことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

（手当の返還請求）

第12条 市長は、条例第11条の規定による手当の返還又は第16条の規定による受給資格の消滅若しくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払つた場合における当該手当の返還の請求は、児童育成手当返還請求書（第7号様式）により行うものとする。

（現況の届出）

第13条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届（第1号様式の2）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 受給者の扶養する支給要件児童が日野市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(3) 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(4) 受給者が第2条第1号、第3号及び第5号のいずれかに該当する児童を扶養しているときは、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類

(5) 第7条第8号又は第9号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

（受給事由消滅等の届出）

第14条 受給者は、日野市の区域内に住所を有しなくなつたときその他手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに児童育成手当受給事由消滅届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき事由が生

じたときは、速やかに児童育成手当額改定申請書・届を市長に提出しなければならない。

(氏名変更等の届出)

第15条 受給者は、氏名変更したとき、又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当氏名住所変更届（第9号様式）に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて、市長に提出しなければならない。

2 受給者は、日野市の区域内において住所を変更したときは、速やかに児童育成手当氏名住所変更届を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2号に掲げる書類を添えなければならない。

3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当氏名住所変更届を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2号に掲げる書類を、変更後の住所が日野市の区域外となる場合には、当該支給要件児童の属することとなつた世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。

(受給資格消滅等の通知)

第16条 市長は、受給者が条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなつたときは、児童育成手当受給資格消滅通知書(第10号様式)により当該受給者であつた者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合には、この限りでない。

2 市長は、受給者に手当額の減額をすべき事由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書により、当該受給者に通知する。

(未支払の児童育成手当の請求)

第17条 条例第9条に規定する未支払の児童育成手当を受けようとする者は、未支払児童育成手当請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第18条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類について、1通又は2通以上の書類を添えることにより関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもつて足りるものとする。

(台帳)

第19条 市長は、児童育成手当受給者台帳（第12号様式）を備え、第8条第1項に基づいて、児童育成手当認定通知書を送付した者をこれに登載する。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年1月1日から適用する。

条例付則第4項の規定に基づいてなされる手続に関しては、昭和46年12月1日から適用する。

付 則（昭和49年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和49年10月1日から適用する。

付 則（昭和53年規則第11号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和53年6月1日から適用する。ただし、改正後の第4条の規定は、昭和53年10月1日から施行する。

2 昭和53年9月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（昭和54年規則第12号）

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

付 則（昭和55年規則第15ノ2号）

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

付 則（昭和56年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和56年6月1日から適用する。

付 則（昭和57年規則第29号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（昭和58年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和58年6月1日から適用する。

付 則（昭和59年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和59年6月1日から適用する。

付 則（昭和60年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和60年6月1日から適用する。

付 則（昭和61年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和61年6月1日から適用する。

付 則（昭和62年規則第23号）

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

付 則（昭和63年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和63年6月1日から適用する。

付 則（平成元年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成元年6月1日から適用する。

付 則（平成2年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成2年6月1日から適用する。

付 則（平成4年規則第7号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成3年6月1日から適用する。

付 則（平成4年規則第32号）

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

付 則（平成5年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成5年6月1日から適用する。

付 則（平成6年規則第26号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例

施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成6年6月1日から適用する。

- 平成6年5月までの月分の児童育成手当の支給に係る改正後の規則第5条第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額）」とする。
- この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成6年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則第3条及び第6条の規定は、平成6年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用する。

付 則（平成7年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成7年6月1日から適用する。

付 則（平成8年規則第24号）

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第3号の規定は、平成8年7月以後の月分の手当から適用し、平成8年6月以前の月分の手当については、なお従前の例による。
- 改正後の規則第3条の規定は、平成8年6月以後の月分の手当から適用し、平成8年5月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（平成9年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成9年6月1日から適用する。

付 則（平成10年規則第17号）

- この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則第2条第1号及び第3号、第3条、第4条、第5条第1項中「第2項」の次に「第1号」を加える部分、第6条から第8条まで、第10条から第15条まで、第16条第1項、第17条、第18条第2項及び第19

条の規定並びに様式は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成11年規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成11年規則第23号）

- 1 この規則は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成12年規則第43号）

- 1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成13年規則第19号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

付 則（平成14年規則第38号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

付 則（平成15年規則第25号）

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第8号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則の改正前の日野市規則の規定に基づき作成されている用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成18年規則第38号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則第5条第2項の規定は、平成18年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成19年規則第26号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成22年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、日野市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則及び日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成22年6月1日から適用する。

付 則（平成24年規則第29号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定（第3条の規定を除く。）は、平成24年4月1日から適用する。ただし、改正後の第3条の規定は、平成24年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成25年規則第15号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条、第13条及び第15条（「第7条第2項」を「第7条第2号」に改める部分に限る。）の改正規定 公布の日
 - (2) 第6条第2号（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）の改正規定 平成26年4月1日
- 2 前項第1号に規定する改正規定による改正後の日野市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成24年8月1日から適用する。

付 則（平成25年規則第54号）抄

- 1 この規則は、平成26年1月3日から施行する。

付 則（平成27年規則第57号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成28年規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の日野市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の日野市情報公開条例施行規則、第5条の規定による改正前の日野市特定個人情報保護条例施行規則、第6条の規定による改正前の日野市結核・精神医療給付金の支給に関する規則、第7条の規定による改正前の日野市ペット霊園等の設置等に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の日野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の日野市まちづくり条例施行規則、第10条の規定による改正前の日野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、第11条の規定による改正前の日野市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、第12条の規定による改正前の日野市立七ツ塚ファーマーズセンター条例施行規則、第13条の規定による改正前の日野市企業立地支援条例施行規則、第14条の規定による改正前の日野市多摩平の森産業連携センター条例施行規則、第15条の規定による改正前の日野市市民の森ふれあいホール条例施行規則、第16条の規定による改正前の日野市体育施設条例施行規則、第17条の規定による改正前の日野市原子爆弾被爆者の援護に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の日野市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、第19条の規定による改正前の日野市社会福祉法人認可等事務取扱規則、第20条の規定による改正前の日野市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第21条の規定による改正前の日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例施行規則、第22条の規定による改正前の日野市身体障害者福祉法施行細則、第23条の規定による改正前の日野市知的障害者福祉法施行細則、第24条の規定による改正前の日野市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第25条の規定による改正前の日野市指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則、第26条の規定による改正前の日野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第27条の規定による改正前の日野市障害児通所支援及び障害児相談支援に係る児童福祉法施行細則、第28条の規定による改正前の日野市未熟児養育医療給付及び費用徴収に関する規則、第29条の規定による改正前の日野市助産施設への助産の実施及び費用徴収規則、第30条の規定による改正前の日野市母子生活支援施設母子保護の実施等に関する規則、

第31条の規定による改正前の日野市児童育成手当条例施行規則、第32条の規定による改正前の日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、第33条の規定による改正前の日野市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、第34条の規定による改正前の日野市児童手当事務処理規則及び第35条の規定による改正前の日野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第1条・第6条関係）

- (1) 両眼の視力が0.04以下のもの（測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。）
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢の足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座つていてできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視、又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、市長が定めるもの